

社団法人国立大学協会 殿

各国立大学法人代表者・事務担当責任者 殿

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

総人件費改革の実行計画に関する情報提供について

標記のことについては、政府部内において検討が進められておりますが、現段階において判明ないし整理した事項について下記のとおり情報提供します。

なお、1月20日以降の新たな情報提供については、下線で示しております。

1 実施時期

政府全体として、平成18年度から平成22年度までの5年間

2 人件費削減のベース

国立大学法人については、平成17年度の人件費予算相当額（法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出）がベースとなる見込み

3 対象となる人件費

(1) 役員報酬（常勤のみ）

1月20日時点での当課からの情報提供において、「(非常勤を含む)」としていた部分については、その後の政府部内における検討の結果、変更になり、対象となるのは「(常勤のみ)」となりました。

(2) 常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）

[国立大学法人法附則第4条に規定する職員（承継職員）及び承継職員の退職に伴い補充した職員並びに平成15年度末に定年等により退職した者の後任補充及び一時的に欠員となっているポストの補充者]

4 関議決定中の「(注) 今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。」の意味

今後(18年度以降)の人事院勧告により給与に増減があった場合においても、平成17年度の人件費を5年間で5%削減する人件費の額に影響を与えるものではありません。

5 中期目標・中期計画にかかる対応

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）においては、国立大学法人についても、人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すとともに、中期計画をできる限り早期に策定するとされていることを踏まえ、その対応に当たっては、

(1) おおまかなスケジュールとしては、各法人から「中期目標の変更原案」及び「中期計画の変更案」を2月中にご提出いただき、3月上旬に開催予定の国立大学法人評議委員会総会の意見を聞くことが考えられます。

なお、具体的なスケジュールや手続については、整理次第、おってご連絡いたします。

(2) 中期目標関係や中期計画の記載のしかた等については、各々ご検討いただくことになりますが、検討に資するための例を示されたいとのご要望もあることから、ご参考としてお示しすれば次のようなものが考えられます。

(参考例)

〔中期目標関係〕

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

〔中期計画関係〕

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね〇%の人件費の削減を図る。

なお、今後このほかに附隨して変更の必要が生じるような場合には、別途ご連絡いたします。

※ 上記のことについてご質問等がありましたら遠慮なくご照会ください。